時事新報社大坂出張所の移轉

時事新報社大坂出張所は元と大坂高麗橋通に設置しありたれども配達の便宜神速を圖りて本年三月梅田停車場側へ移轉したるに爾後大坂府下は勿論京畿中國九州四國に掛けて本紙の販賣高は日と共に増加し關西地方の通信幷に賣捌方も大に手を廣げざる可からざる事とおり隨て從來の出張所寮屋にては手狹と感するに至りたれば今度更に量迄の處より南の方一丁程の東側即ち大坂西成郡曽根崎村第二百五十番地に移轉し通信、廣告受託、賣捌方等一切の事務を擴張せり

時事新報

兌換銀行券條例改正

政府い兌換銀行券條例中第二條及び第八條を改正し一昨一日を以て之と發布したり聞く所に據れば目下政府發行の紙幣の額は五千二百萬圓餘銀行紙幣は二千七百萬圓、兌換銀行券は五千萬圓にして合計一億二千九百萬圓餘あり之と云ふ明治十八年六月政府は發行の紙幣を漸次に銀貨に交換すべき旨を布告したるを以て假令へ其交換は紙幣所有者の需に應ずるにわらずして政府の都合に由り施行するものなるも已に銀紙の其價を一にせる今日に在ては政府の紙幣も銀行の紙幣も容易に兌換券と交換し得べきことなれば不換紙幣の名あるも其實は兌換券に異ならず又これまで紙幣の紙質替へ改揃を施ふ等の事情に由り次第に通貨の種類を多くして流通上不便を感ずるも寡からざることおれば政府が漸次に其發行紙幣を引て再發と止め國立銀行も營業滿期の後は更に發行するみとを許可されずして其代りに日本銀行が兌換券發行の特典を繼ぎ行く〳〵は全國の紙幣をして悉く同一種類の兌換券となすの目的にて兌換券の引換準備を正金準備と證券準備の二種に分ち金銀貨及び地金銀を以て正金準備と なし之に對して發行せしむる兌換券は別に法律にて其額を制定せず貿易の景況にれみ一任して輸入の輸出に超過し隨て金銀の外出して自然日本銀行の準備金も減少する時は兌換券の發行を減縮しこに反する場合には之を増伸して兌換券の流通額と日本銀行の正金準備の高とを常に同一ならしめ別に政府發行の公債證書、大藏省證券其他確實なる證券又は商業手形を保證即ち證券準備とまて七千萬圓を限り發行せしむるみとになりたる其大體便利の旨趣は我輩の大に賛成する所なれども豪年の通用萬々安全のものなる可きや否やの問題に至りては今日尚未だ明言し得ざる所のものなり或人の所見よ我邦是迄の經驗みて銀紙の間に差を生じたるは流通紙幣の額一億三千萬圓以上と達したる後のことにして今度の七千萬圓は殆と其五分の三に當る割合なり且政府の歳出入の七千萬圓と超過するを以て若しも準備の正金が悉く外出して內國の通貨は單に證券準備の兌換券のみとなり正金の引換に應ずる能はざる極端の場合と立至るも事の要用よりして紙幣即ち兌換券の價格と落すみとおかる可しと云ふ自から一說なれども外國貿易の影響は至大なるものにして今後我輸出入の釣合ひ、內國人起業の狀況、及び政府の事業、生活の過退高低に從ひ針の勢力に強弱ありて內の財政と外常の關係と共に之を管理することの如き場合もあり可き歟故に心して然る可きみとなり其右七千萬圓の空券と二千二百萬圓の政府發行の紙幣を消却する爲め政府よ貸上げしむ金融合に

時事新報

○兌換銀行券條例改正

政府い兌換銀行券條例中第二條及び第八條を改正し一昨一日を以て之と發布したり聞く所に據れば目下政府發行の紙幣の額は五千二百萬圓餘銀行紙幣は二千七百萬圓、兌換銀行券は五千萬圓にして合計一億二千九百萬圓餘あり云ふ明治十八年六月政府は發行の紙幣を漸次に銀貨に交換すべき旨を布告したるを以て假令へ其交換は紙幣所有者の需に應ずるにわらずして政府の都合に由り施行するものなるも已に銀紙の其價を一にせる今日に在ては政府の紙幣も銀行の紙幣も容易に兌換券と交換し得べきことなれば不換紙幣の名あるも其實は兌換券に異ならず又これまで紙幣の紙質替へ改揃を施ふ等の事情に由り次第に通貨の種類を多くして流通上不便を感ずるも寡からざることおれば政府が漸次に其發行紙幣を引て再發と止め國立銀行も營業滿期の後は更に發行するみとを許可されずして其代りに日本銀行が兌換券發行の特典を繼ぎ行く〳〵は全國の紙幣をして悉く同一種類の兌換券となすの目的にて兌換券の引換準備を正金準備と證券準備の二種に分ち金銀貨及び地金銀を以て正金準備と なし之に對して發行せしむる兌換券は別に法律にて其額を制定せず貿易の景況にれみ一任して輸入の輸出に超過し隨て金銀の外出して自然日本銀行の準備金も減少する時は兌換券の發行を減縮しこに反する場合には之を増伸して兌換券の流通額と日本銀行の正金準備の高とを常に同一ならしめ別に政府發行の公債證書、大藏省證券其他確實なる證券又は商業手形を保證即ち證券準備とまて七千萬圓を限り發行せしむるみとになりたる其大體便利の旨趣は我輩の大に賛成する所なれども豪年の通用萬々安全のものなる可きや否やの問題に至りては今日尚未だ明言し得ざる所のものなり或人の所見よ我邦是迄の經驗みて銀紙の間に差を生じたるは流通紙幣の額一億三千萬圓以上と達したる後のことにして今度の七千萬圓は殆と其五分の三に當る割合なり且政府の歳出入の七千萬圓と超過するを以て若しも準備の正金が悉く外出して內國の通貨は單に證券準備の兌換券のみとなり正金の引換に應ずる能はざる極端の場合と立至るも事の要用よりして紙幣即ち兌換券の價格と落すみとおかる可しと云ふ自から一說なれども外國貿易の影響は至大なるものにして今後我輸出入の釣合ひ、內國人起業の狀況、及び政府の事業、生活の過退高低に從ひ針の勢力に強弱ありて內の財政と外常の關係と共に之を管理することの如き場合もあり可き歟故に心して然る可きみとなり其右七千萬圓の空券と二千二百萬圓の政府發行の紙幣を消却する爲め政府よ貸上げしむ金融合に

て政府は之に對して明治三十年を限り年百分の二即ち四十四萬圓の利子を年々銀行に拂ひ同三十一年後は無利子となす其時は元來銀行紙幣は明治三十年後に至らされば消却ならざると以て日本銀行が同年迄に發行すべき兌換券の金高は年々僅に百餘萬圓よ過ざれど夫より生する利益も薄く且從來政府は手數料を下附して日本銀行をして國庫金の取扱をなさしめたれども右手數料は今後廢止すとも云ひ且兌換券の製造費は凡そ六十萬圓を要する豫算なれば殆ど一箇年半の利子は之に費ざるを得ざる等の事情より斯く莫大なる利子を拂ふとのみとおれども其事情い兎も角も日本銀行が兌換券發行の特典を受けたる其上よ明治三十年に至るまで毎年四十四萬圓の大金を國庫より受取るとい實よ株主の利益にして其金の出所は詰り國民の納むる稅金より外なきず又日本銀行が市場の景況に由り流通貨幣の增加を必要と認めざる際大藏大臣の許可を經て兌換券を發行する其高に百分の五以上の稅を納めしむる其理由は金融壅塞の際は自然金利も騰貴すれば五分以上の稅を納め得べきも漸く緩慢となる時は金利も下落して之に堪ふる能はざれば兌換券と回收するに至るべしと の見込なきなれども日本今日の金利の有樣は果して正當なるものなる歟我輩は其然らざるを信ずるものにして日本銀行の利子は一般の金利の高きにも拘はらず常に其低きに驚くものなれば五分以上の稅は之を負擔するよ左までの苦勞はなかる可し兎に角よ今回の改正は理財の一大改良にして其大體に就ては我輩の贊成する所なるのみならず兌換券の發行額及び交換準備に關する毎週平均高表を官報に掲げて世上に廣告する事としたるは文明政府の處置と云ふべきなり

去月廿一日の本欄よ美術と宗教と題して掲げたる一篇中高野山の寶物と官吏よ示しさりとの記事は事實に相違ある由高野山教議所寶物係より申來りされば右事實に關する記事は取消す

官報

○辭令

東京高等女學校教諭　飯嶋　晉

非職ヲ命ス（七月三十一日文部省）

海軍大軍醫　長田　晉一

露領堪察加ヘ航行ノ乘組員保護ノ爲日本郵船會社ノ出願ニヨリ該會社汽船東海丸ヘ乘組ヲ屬托ス（七月三十一日遞信省）

○金北山鳴動の實否　過日一二の新聞紙上に新潟縣下佐渡國金北山の去月十五日に於て鳴動せしみとを記載す依りて其虛實を同縣に問合せしに左の如く回答ありたり（內務省）

去月十五日午前八時頃佐渡國川原田町近傍ニテ一種ノ震響ヲ耳ニシタル者アレ𪜈金北山ノ鳴動セシヿハノナキ由ナリ當時本縣測候所員富川長二郎遊歷シテ佐渡國ニ在リ親シク其景況ヲ記セシモノヽ要領ヲ掲ゲルニ十五日拂曉眞野陵ヲ拜セムト欲シテ午前六時三十分相川町ヲ發ス此日濃霧午前七時ノ晴ル中山嶺ヲ踰ヘ川原田町ヲ經窪田ノ松原ヲ經過ス時正ニ八時三十分俄然東方ニ於テ遙ニ音響アルヲ聞ク或ハ雷ノ如ク或ハ砲聲ノ如シ殆ト十二三分間ニシテ止ム人ヲシテ地心震動シテ身體上下ニ動搖セシカ如キノ感ヲ起サシム余聞ク是地震ナラムト十時二十分新町（相川町ヨリ南東四里）ニ至リテ之ヲ問フ十中ノ七八ハ地震ナラムト云ヒ或ハ軍艦ノ發砲セシナラムト云フ（近來佐渡ニ警備隊ヲ置クコトヲ定メラレシニ由テ震砲ト思ヒシナリ）蓋シ夢ニ梯山噴火ノタメ金北山ニ感動セシヤ否モ測ルヘカラスト雖モ要スルニ其響ハ高聲快話中ナラシメハ必ス感セサリシ程ナリト然レハ新聞紙上ニ金北山鳴動シテ東港ノ如キハ懷子ヲ破壞シ一時通行ヲ絶チシト記セシハ必ス虛說ナラム

○守門嶽異狀あし　新潟縣越後國にある守門嶽い先頃より時々鳴動する由東京府下の新聞紙に於て掲載せしが右は全く異狀あき旨同縣より報告ありたり

雜報

○マルソ號の事件　此程ピアノー汽船會社のマルソ號よ於て日本婦人が外人より恥辱を受けたりとの事連日の本紙上に見えしが右は事實相違に付取消す可き旨同社より申來りたれば取消す

○米國桑港通信　七月十一日發

米國の關稅　米國共和、合衆の二大政黨が本年十一月の大統領撰擧上に於ける爭點も既に定まりて一方は現行の保護稅則を維持し又一方は之れを改正して斷然自由貿易に傾むくの方向を取らんと世上に公言するの今日、一應米國貿易上の重なる事實と考察するも亦必要のみとなるべし、抑も米政府の始めて保護稅法を採用せしは第一世大統領ワシントン氏の時代にして一千七百八十九年に在り當時之れを採用せし所以は全く輸出品の常に輸入品の爲めに壓倒せらるゝの一事に基きさるものあり今コール記者の云ふ所によれば米政府の斯法を採用せし其年より下つて千七百九十四年より千八百一年に至る凡そ七年間に大に其事情を異にして遂よ輸入品よりも遙よ輸出品の多を致すに及べり而して右三者は七年間に現れたる總計高を比較せば即ち輸出品の輸入品に超過すること八千九百三十七萬四千三百十六弗の額面に上れり然るよ米國政府は當時此保護稅法よりて先づ充分なる歳入を得て更よ國庫に不足を感せざりしかども漸次年の移り來るに從ひ再ひび一千八百廿四年に此稅法を改正して猶多少の增稅海關法を實行しさり蓋し此增稅の目的は唯單よ內國製造品の發達を保護するの點にあるものにて歳入の足不足如何に頓着せざりしものなりと云ふ斯くて其後千八百四十二年にハリソン將軍の大統領となるに及びて又之よ多少の變更を施しさり即ち同氏の執職中ある同四十六年に定めたる海關稅則なるものにて是れぞ重よ米國政府歳入額の如何を標準として其課稅となせしものあれば同氏の執權前まで行はれ來りし稅法に比すれば少しく減稅の傾きあるとし改正なり世よ所謂歳入增加の關稅案と稱するもの是れあり、然るよ此改正海關稅の結果は又々米國の輸出品を輸入に係る物品の壓する所とならしめ遂よ右四十九年の頃より同六十一年に至るの間、始終外國品の輸入其上位を占め特よ千八百六十一年の比較表によれば其一年間に於て輸入の超過高は六千九百七十五萬六千七百零九弗の多きに達せりと聞く是を以て又米國政府は新に同年の末之れを改正して再たび關稅を增加せり故に翌六十二年には輸入輸出二者の關係は粗ぼ平均の有樣となり次で同七十五年に至るまで二方の間よ格別相違の點を見ずに經過し來りしが七十六年の曉より右の有樣大に變ずて現行海關稅法の本相と現はし其輸出高の他の一方より超過すること實に夥多し況に至れり今茲に同年より此八十七年に至る其超過表を掲げて讀者の參考に供す

輸入品に對する輸出品金額超過高

千八百七十六年	七九、六四三、四八一弗
千八百七十七年	一五一、一五二、〇九四弗
千八百七十八年	二五七、八一四、二三四弗
千八百七十九年	二六四、六六一、六六六弗
千八百八十年	一六七、六八三、九一二弗
千八百八十一年	二五九、七一二、七一八弗
千八百八十二年	二五、八一五、九一六弗
千八百八十三年	一〇〇、六五八、四八八弗
千八百八十四年	七二、八一五、九一八弗
千八百八十五年	千八百八十六年
千八百八十六年	千八百八十七年

○佐世保鎭守府築地　此度佐世保鎭守府築地は同地佐世保の凹凸崎嶇の地凡そ一箇程を加へ書籍田地には鎭守府始め一切其の工事の機械中の者もありて同其の倉庫一棟は只軍港使令部に充つるとなり其の工事を守府に充つる事と考て其の儀にては工事する筈なりと其の工事の巳に出來上り目下築に取掛れり又鎭砲庫一棟監獄署兵器庫五棟、石炭庫、彈庫、小銃庫、彈藥庫、暗室、病室、浴室、此外目下建築中の倉庫三棟にて道路下水場等の工事中なりしが一時は諸職工受負人等の輔地中ある近衛中隊及び佐世保より南二里印幡郡木下村近衛大隊は今三日同盟何れも沿道行進の秋樣は今帝位に即て以外國の耳目を惑ふ今の職法よりも一層し且進軍の際土工等を新設し又破壞用ふるが故よ的用ひて敵味方の間大臣の職と辭し指令官となす者と待ち居るとい

○英國軍艦の錨泊　グレアス號は艦中なりしが既十一日午後七時へ向て歸航した

○俸給の減額　給仕小使よ至り給仕一箇月六千二

○新任少尉の配　新任少尉の配

○卒業證書授與　同校生徒の卒業

○傭國水兵の歸

從國位橋本大先生傳方
利水散　一日分十二錢　七日分廿五錢
効能●すゐき●ちやうまん●かつけの良藥　但外のやまひには効能なし

甲信鐵道株式豫約申込諸君ニ廣告ス
當鐵道創立委員前嶋密氏此度事務多忙ノ旨ヲ以テ委員退職致候ニ付諸君ノ任ヲ代理ス　長田茂吉氏後任ニ相成候間此段

古洋服
御拂之節い御報次第速に罷出精々高價に申受候
神田岩本町八番地　丸屋龜吉

洋和古本
御拂之節へ御報知次第速に罷出申受候
神田岩本町八番地